

# 寝屋川市告示第 449 号

## 入札公告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 5 日

寝屋川市長 広瀬 慶輔



### 1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
市立たんぽぽ保育所トイレリメイク修繕
- (2) 仕様等  
別紙仕様書・平面図のとおり
- (3) 履行場所  
本市指定場所
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、入札参加資格確認においてその資格があると認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から入札の日までの期間に、寝屋川市建設工事等指名停止要綱(平成 15 年 4 月 1 日制定)により指名競争入札の参加の指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)の適用申請をした者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 公告の日から入札の日までの間において、寝屋川市暴力団排除措置要綱(平成 23 年 3 月 11 日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (6) 公告の日から入札の日までの間において、寝屋川市暴力団排除条例(平成 25 年寝屋川市条例第 20 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 建築 A・B ランクの市内業者であること。

- (8) 寝屋川市の入札参加資格者名簿に、「建築一式」を1位又は2位で希望していること。

### 3 入札参加資格確認に係る事項

#### (1) 入札参加資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けるものとする。

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 長形3号封筒(切手を貼付し、返送先を記入すること。)

※受取人払いの場合は、簡易書留郵便対応のものを提出すること。

#### (2) 申請書類の提出方法

##### ア 提出期限

令和7年9月5日(金)から令和7年9月26日(金)午後5時まで  
郵送(上記期間中に提出場所に必着のこと。)

※郵送物の表面に「市立たんぽぽ保育所トイレリメイク修繕 制限付一般競争入札参加資格審査申請書在中(朱書き)」を必ず記入すること。

##### イ 提出場所

〒572-8544 大阪府寝屋川市早子町12番16号6階  
寝屋川市こども部保育課  
電話番号 072-800-7088(直通)

#### (3) 参加資格確認通知書の交付

申請書受領後入札参加資格の確認を行い、その結果通知書を令和7年9月30日(火)に発送し、通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対してはその理由を付して通知する。

### 4 質疑回答

- (1) 質問は、質疑回答書をダウンロードし、令和7年10月9日(木)午後2時までに 下記の宛て先までEメールで提出すること。

[hoiku@city.neyagawa.osaka.jp](mailto:hoiku@city.neyagawa.osaka.jp)

- (2) 回答については、令和7年10月14日(火)午後4時に掲載予定で、寝屋川市ホームページの「保育課」で公表する。

### 5 入札保証金

寝屋川市契約規則(昭和50年寝屋川市規則第32号)第7条第2号により免除とする。ただし、落札者が指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴する。

### 6 入札方法等

入札は、入札参加資格があることを確認された者が、下記に従い、入札書及び内訳書を一般書留郵便又は簡易書留郵便にて郵送することにより行うものとする。

#### (1) 期 間

令和7年10月14日(火)から令和7年10月23日(木)まで〔必着〕

(2) あて先等

「寝屋川局留め

寝屋川市早子町 12 番 16 号 6 階

寝屋川市 こども部 保育課」

〔「市立たんぽぽ保育所トイレリメイク修繕入札書在中」と朱書きすること。〕

(3) 方 法

ア 入札書の金額

入札書のアmountについては、「1 回目の入札書金額 > 2 回目の入札書金額 > 3 回目の入札書金額」となるように記入すること。

イ 入札書を入れる内封筒

入札書及び内訳書を

「市立たんぽぽ保育所トイレリメイク修繕入札書 1 回目」

「市立たんぽぽ保育所トイレリメイク修繕入札書 2 回目」

「市立たんぽぽ保育所トイレリメイク修繕入札書 3 回目」

と記載した各々の内封筒（合計 3 部）に入れて厳封し、これを前記 (2) のあて先等を記載した外封筒に入れて郵送すること。（1 回目のみ入札も可能、その場合 2 回目以降は辞退とみなす。）

ウ 落札後、開札を行わなかった入札書について

原則、シュレッダー処分を行うが、返信が必要な場合は、返信用封筒（簡易書留分の料金の切手を貼ったもので、返送先を記入すること。）を同封すること。※受取人払いの場合は、簡易書留郵便対応のものを提出すること。

(4) 入札書に記載する金額は、円単位とし、消費税及び地方消費税を除いた 1 か月当たりの金額とする。

7 開札の日時及び場所

寝屋川市役所本庁 3 階入札室にて行います。参加業者の立会人がいない場合は、当該入札業務に関係のない部署の職員の立会いの下で行う。

開札の立会いを希望する場合は、10 月 22 日（水）正午までに下記アドレス宛に郵便入札開札立会届兼委任状の写しをご提出ください。なお、本書は開札執行時に必ず持参のうえ、提出すること。

開札終了後、落札者のみ連絡を行いますが、入札参加者の問い合わせにより、入札内容をお伝えすることは可能とする。

(1) 日 時

令和 7 年 10 月 24 日（金） 午後 1 時 00 分

(2) 場 所

寝屋川市役所 本館 3 階 入札室

(3) 郵便入札開札立会届兼委任状の写しの送付先

hoiku@city.neyagawa.osaka.jp

## 8 再度の入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は当該開札の終了後直ちに再度の入札を行う。再度入札は2回まで行うこととする。

※「上記6入札方法等 (3)方法 イ 入札書を入れる内封筒」の「市立たんば保育所トイレリメイク修繕入札書2回目」、「市立たんば保育所トイレリメイク修繕入札書3回目」の順で行う。

## 9 落札者の決定

入札を行った者のうち、寝屋川市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者への決定通知は、落札者のみ連絡を行う。なお、入札参加者の問い合わせにより、入札内容の情報の提供を行う。

## 10 落札者の決定後の手続

- (1) 落札業者は開札日の翌日より5日以内に寝屋川市暴力団排除条例に基づく「誓約書」の提出を求める場合があり、提出しないときは契約の締結は行わない。
- (2) 電子契約による契約締結を希望する場合は、落札者は落札決定後速やかに「電子契約システム利用届出書」を提出してください。また、落札決定の日から10日以内に、電子署名を行ってください。

## 11 入札の無効

寝屋川市契約規則第14条に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

## 12 契約の締結等

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約条項を示す場所 寝屋川市こども部保育課
- (3) 契約保証金

落札業者は、寝屋川市契約規則第31条の規定による契約保証金(契約金額の100分の10以上の額)を納めなければならない。ただし、同規則第31条各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

- (4) 支払方法は、履行確認後、請求があった日から30日以内の支払いとする。
- (5) 入札参加者は、寝屋川市競争入札心得、入札公告及び仕様書を熟読しそれらを遵守すること。

## 13 関係書類

- (1) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 仕様書、平面図
- (3) 質疑回答書
- (4) 誓約書
- (5) 入札書
- (6) 郵便入札開札立会届兼委任状

※寝屋川市ホームページからダウンロードすること。

- 14 公告に関する問合せ先  
寝屋川市こども部保育課  
TEL 072-800-7088 (直通) 内線 3626